

平 戸 市 監 査 公 表 第 102 号

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

平成 27 年 6 月 15 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 山 田 能 新

第 1 監査の対象

平戸市田平支所 地域振興課

第 2 監査の期間

平成 27 年 4 月 30 日～5 月 1 日

第 3 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく行政監査及び定期監査

(2) 監査の対象とした事項

平成 23～25 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

第 4 監査の方法

今回の監査は次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

(1) 収入に関すること

- ① 収入事務が適法・適正に行われているか。
- ② 収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

(2) 支出に関すること

- ① 違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。
- ② 予算目的に反する支出はないか。
- ③ 特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に行

われているか。

④ 契約の方法及び内容は適正か。

(3) 庶務関係事務

① 公印の管理状況

② 備品台帳等備付諸帳簿の整備状況

③ 文書の処理、整理保存状況

(4) 補助金関係

補助金の交付申請、実績報告、精算手続きが適正に行われているか。

第5 監査の結果

監査の対象とした平成 23～25 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、おおむね適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。

指摘事項等は次のとおりである。

【指導事項】

1. 執行伺い及び業者選定事務について

田平支所管内においては、地域住民からの環境整備に対する要望に基づき、道路維持、舗装、側溝整備、河川改良などの小規模工事が支所の事業として行われているが、130 万円以下の工数の多くが、決裁規程により課長決裁となっているものの、管内を把握すべき立場である支所長の関与が、書面上ほとんど見当たらない。業務をより適正に行うためにも必要に応じて支所長の関与が求められる。

また、決裁文書の体裁として、執行伺いと業者選定伺いを対にして執行伺いだけを決裁文書としているが、ややもすると文書の差替えも可能となることから両方とも決裁をとる方法に改善されたい。

2. 各種工事請負契約事務について

(1) 随意契約による工事設計書等の縦覧期間について

平戸市建設工事入札執行事務等処理規程では、設計金額が 500 万円未満の場合は 2 日以上と定められているが、検査した中には、わずか 1 日間で 2 件、2 日間（翌々日の午後 1 時まで）に提出として、丸 2 日間はない）が 4 件、複数箇所を 1 件として計上したにもかかわらず 3 日間（実質 2 日半）が 2 件散見された。住民生活に密着した環境整備事業であり、緊急性も伺えない事業であるので、見積額の信頼性を高めるためにも余裕ある発注に心がけるべきである。

(2) 契約変更について

2 割を超える契約変更がいくつか散見されたが、中には 40%増額が 1 件、55%増

額が1件、60%以上が2件あった。いずれも変更理由は現場における必要とされる追加発注を記載してあるものの、その必要性等については、緊急性あるいはやむをえない事情を確認できなかった。平戸市建設工事入札執行事務等処理規程では、130万円以下の工事の場合は、設計変更の特例はあるものの、中には設計段階で充分現場を精査しておれば大幅増額はしなくてもすむ工事もあったと思えるので、今後の事業推進においては、現場の十分な状況把握に基いて設計を行い、安易な大幅変更は慎むべきである。

24年度施工 市道旧県道小崎線外道路改良工事（63%増額）

25年度施工 市道上亀線道路改良工事（60%増額）

（3）契約書・請書・完成写真等の確認について

業者から提出された契約書や届出等の中には、工事完成確認書中、請負金額や請書工期の記載誤りがいくつか見受けられたので、担当課での十分な確認が必要である。また、完成写真についても、業者によって出来・不出来が顕著であるので、日頃から業者に対する指導監督をその都度お願いしたい。

3. 保守点検及び法定点検に基づく修繕工事に対する処理方法について

各委託契約に基づく指摘事項に対する修繕工事の発注にあたり、支払伝票の写しは残っているが、その根拠となる発注伺いが確認できなかったため、今後は、何に基づく発注なのかも含めて、別途発注伺いの整備が必要である。

4. 田平支所庁舎清掃業務の委託契約について

平成25年4月15日に業務の見積書提出を依頼し、4月19日を見積書の提出期限としているが、契約書の契約期間が平成25年4月1日から平成26年3月31日までとなっている。しかも、落札者決定通知書には、見積開札日時が平成25年4月1日となっており、矛盾が生じている。また、契約書の日付は、鉛筆書きとなっていたため、適正な事務処理を心がけていただきたい。

5. その他軽微な事務処理について

（1）公有財産目的外使用許可申請書について

農林水産課から提出された申請書に使用期間が平成26年4月1日から平成27年3月31日までの目的欄に全国和牛能力共進会及び平戸牛PR看板設置のためとあるが、全国和牛能力共進会は終了しており、看板の表示も変えられている。申請書の内容をよく確認するなど、適正な事務処理を心がけていただきたい。

（2）税証明関係綴

税証明申請書にある本人確認欄にチェックが入っていないものが散見された。事後のトラブルを避けるためにも確実な処理が必要である。

（3）備品台帳

処分、保管換えなど関係部署に提出すべき書類等は整備されているものの、備品台帳へ記載漏れと思われるものがあるので適切な処理を行うこと。

【意見】

1. 防火管理者について

自衛消防訓練については、自衛消防組織により平成26年11月21日に、支所及びたびら活性化施設を対象として実施しているが、班長が防火管理者となっており、その指揮権限、責任を考えると防火管理者は管理職によることが望ましい。

第6 むすび

田平支所は現在14名の職員が配置されており1名が欠員となっている。支所業務のうち各種納付書取扱件数と金額は平成25年度には17,994件、159,086千円で、平成23年度以降件数で3%前後、金額で7%程度毎年低くなっていたが、26年度には18,218件、161,988千円と少し増加している。また、戸籍・住基関係の証明書等の有料発行件数は、平成23年度から25年度にかけて7,400件前後で市全体の16%程度となっており、本庁に次ぐ業務量となっている。一方、支所管内の道路維持、舗装、側溝などの工事が、平成23年度に25件、24年度に21件、25年度に28件施工されているが、事務手続きにおいて安易に処理している案件が散見されるので留意されたい。また、平成17年の合併時から平成27年4月1日までの旧自治体別人口の推移をみると、平戸市全体では16%の減少率ながら旧田平町は8.5%の減少率に止まっており、人口減少が最も低い地域となっている。これらのことから、平戸市の玄関口として田平支所の役割は重要になってくると思われる。

<参考>指摘事項等の定義

区分	指摘事項	指導事項	意見
根拠	地方自治法第199条第9項		地方自治法第199条第10項
定義	法令等に違反し、又は不当と認められるため、是正を求めること	法令等に違反する事項や不当な事項のうち、取扱基準に照らして指摘事項に該当しない軽微なものであること	監査結果（指摘等）に添えて、組織及び運営の合理化に資するために付す見解のこと
措置済みの水準	是正された状態になったこと	是正された状態になったこと	—

【参照条文】 地方自治法

第199条第9項 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

第199条第10項 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。

